

副 本

平成 26 年(ワ)第 9825 号 安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件

原 告 関千枝子外

被 告 靖國神社外 2 名

第 1 準備書面

平成 26 年 10 月 31 日

東京地方裁判所民事第 6 部合議 A 係 御中

被告靖國神社訴訟代理人

弁護士	岩渕 正	岩渕正護紀子
-----	------	--------

同(主担当)	竹野下喜彦	竹野下喜彦
--------	-------	-------

同	和田希志	和田希志
---	------	------

同	岩渕正樹	岩渕正樹
---	------	------

同	松永暁	松永暁
---	-----	-----

被告靖國神社は、本書面において、原告らの主張に対する反論の補充を行う。

なお、被告靖國神社の答弁書 5 頁 14 行目には「正式な参拝というわけではない」との記載があるが、「正式な参拝作法というわけではない」の誤記であるので、訂正する。

1 はじめに

被告靖國神社の答弁書で述べたとおり、小泉純一郎元総理が平成13年8月13日に行った靖國神社の参拝に係る最高裁平成18年6月23日第二小法廷判決（判例時報1940号122頁）は、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めるることはできないと解するのが相当である。上告人らの主張する権利ないし利益も、上記のような心情ないし宗教上の感情と異なるものではないというべきである。このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖國神社を参拝した場合においても異なるものではないから、本件参拝によって上告人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。」と判示して、内閣総理大臣の参拝によって法的利益の侵害が認められないことを明らかにしている。

2 信教の自由及び宗教的人格権を侵害された旨の主張について

信教の自由及び宗教的人格権を侵害された旨の原告らの主張（訴状36、37頁）は、結局のところ、「自己の心情ないし宗教上の感情が害されたとし、不快の念を抱いた」旨の主張を別の言葉でいい換えただけのものであって、他者の行為に対する差止請求権や損害賠償請求権を支える法的利益とはいえないことは、上記最高裁判決のとおりである。

3 平和的生存権を侵害された旨の主張について

原告らは、平和的生存権に具体的権利性が肯定される場合がある旨を判示した名古屋高裁平成20年4月17日判決（判例時報2056号74頁）の、「例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、

あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができ、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。」との判示部分をほぼそのまま引用して、本件参拝及び本件参拝受入行為が「戦争の準備行為」に当たる旨を主張する（訴状37、38頁）。

しかしながら、上記最高裁判決のとおり、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではない」し、「國事に殉ぜられた人々」を合祀している靖國神社に参拝したからといって、それが「戦争の準備行為」に該当しないことは多言を要しないことである。

平和的生存権に具体的権利性が否定される場合があると判断した上記名古屋高裁判決の当否は別にしても、同判決を根拠とする原告らの主張が失当であることは明らかである。

4 在韓原告らの人格権侵害に係る主張について

原告らは、「在韓原告には在韓原告であるがゆえに基盤付けられる被侵害利益がある」として、宗教的人格権、平和的生存権及び戦没者遺族の人格権について、その特徴を主張する（訴状39～41頁）。

しかしながら、在韓原告について、日本人原告と異なる事情があるとしても、法的に、信教の自由及び宗教的人格権の保護範囲が異なるわけではないし、本件参拝行為及び本件参拝受入行為によって法的利益が侵害されていないことは、日本人原告と同様である。

5 相被告国の主張の援用について

被告靖國神社は、相被告国の答弁書11～22頁の「2 本件参拝によって原

原告の法的利益が侵害されたとはいえないこと」の主張を援用する。

6 被告靖國神社の行為を国家行為と同一視すべきとの主張について

なお、原告らは、「とりわけ戦没者の合祀及び同神社への首相の参拝行為に関していえば、これらを国と一体となって行っているという意味において、被告靖國神社の行為は、国の行為に準ずるような高度に公的な機能行使する場合に当たる」として、被告靖國神社の行為を国家行為と同一視すべきと主張する（訴状33、34頁）

しかしながら、戦没者を合祀すること及び参拝者を受け入れることは、いずれも宗教団体である被告靖國神社の重要な宗教行為であり、信教の自由として保護されるものであって、国家行為と同一視すべきとする原告らの上記主張が失当であることは明らかである。ちなみに、殉職自衛官合祀事件に係る最高裁昭和63年6月1日大法廷判決（判例時報1277号34頁）において、長島敦裁判官は、「憲法は、その宗教の我が国における歴史的沿革や信者の多少にかかわらず、どのような宗教に対しても、またどのような宗教を信する者に対しても平等に信教の自由を保障しているのであって、いわゆる宗教的少数者といわれる立場にある者を特別に保護しようとしているものではない」との補足意見を述べており、被告靖國神社の信教の自由が、他の宗教団体と同じように保護され、他の宗教団体と異なる制約を受けるべきとする法的根拠がないことは、上記補足意見が適切に指摘するとおりである。

7 結論

以上のとおり、原告らの法的利益の侵害に係る主張はいずれも失当であるから、速やかに原告らの請求をいずれも棄却すべきである。

以上